

よくあるご質問

Q 1 講師登録等はいつからいつまで受け付けていますか。

講師登録等は随時受け付けておりますので、いつでも登録・申込できます。なお、次年度に講師等を希望される方については、例年 11 月に講師登録会を開催し登録・申込を受け付けておりますので、そちらもご確認ください。

Q 2 講師登録等に年齢制限はありますか。

年齢制限は特に設けていません。

Q 3 教員免許状の修了確認期限を過ぎているのですが、講師登録等を行うことはできますか。

講師登録等を行っていただくことは可能ですが、教員免許状が更新されるまで免許状の必要な職には採用できません。登録・申込後に免許状を更新された場合は速やかに修了確認証明書等の写しをご提出願います。

Q 4 教員免許状を持っていないのですが、講師登録等を行うことはできますか。

教員免許状をお持ちでない方（又は免許状の修了確認期限を過ぎている方）が勤務可能な職として、臨時的任用職員（学校事務職員等）と会計年度任用職員（非常勤講師を除く職員）があります。ご希望の職種に応じた登録票又は申込書をご提出ください。

Q 5 講師登録等はいつまで有効ですか。

有効期限は希望される年度の末までです。（次年度も講師等を希望される場合は再度の登録・申込をお願いします。）

Q 6 京都府教育委員会や他の教育局にも講師登録等をしているのですが、山城教育局にも講師登録等を行う必要はありますか。

小・中学校の講師等を希望する場合は原則として希望の地域を所管する教育局

へ登録・申込を行う必要があります。山城教育局管内で講師等を希望される場合はあらためて登録・申込をお願いします。

Q7 府立の高等学校・附属中学校・特別支援学校の講師等を希望しているのですが、どちらへ講師登録等をすればよいですか。

教育局では小・中学校で講師等を希望される方の登録・申込を受け付けております。府立学校の講師等を希望される場合は京都府教育委員会教職員人事課人事係まで登録・申込をお願いします。

Q8 複数の職種を希望する場合（たとえば「講師（常勤）」と「非常勤講師」の両方を希望する場合）の提出書類を教えてください。

職種によって書類の様式が異なりますので、複数の職種を希望される場合は恐れ入りますが各書類を一部ずつ作成いただき、ご提出願います。

Q9 勤務希望地域を限定することはできますか。

登録票等の勤務希望地域欄で「事情により勤務できる地域に限定がある」に丸を付け、地域名（市町村名等）と御事情を記入してください。（募集状況によってはご希望の地域で採用できない場合がございますのであらかじめご了承願います。）